

生活文化常任委員会資料
2021年（令和3年）6月7日
市民生活局産業振興室産業政策課

議案第55号関連資料 新型コロナウイルス拡大防止協力金について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の要請に応じて、営業時間の短縮（時短営業）にご協力いただいた事業者に対し、協力金を県・市町が協調で支給します。

2 支給要件

4月1日から24日までの期間に営業時間の短縮に協力いただいた事業者に対して協力金を支給します。

対象期間	4月1日～21日 (県による要請分)	4月22日～4月24日 (まん延防止等重点措置分)
対象施設	飲食店・遊興施設のうち食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店の営業許可を受けている飲食店	
支給額	1日あたり4万円/店舗	1日あたり4～20万円/店舗
要請内容	営業時間 午前5時から午後9時まで (酒類の提供は午前11時から午後8時30分まで)に短縮	営業時間 午前5時から午後8時まで (酒類の提供は午前11時から午後7時まで)に短縮

※ 4月25日からの緊急事態措置に伴う協力金については、都道府県に対し新たに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）が措置されるため、市町負担を求められておりません。

3 予算額

88,824千円

国の地方創生臨時交付金（8割）、地方負担分（2割）を県と市町で2：1の割合で負担します。

4 スケジュール

5月25日	申請受付開始、審査
6月上旬	兵庫県 補正予算議決
6月中旬	6月18日に申請受付完了分の1回目支給を開始し、その後は、週1回程度で支給する（予定）

5 その他

交付等事務は、市町からの委託契約に基づき県が一括して実施（事務費は全額県負担）

6 時短要請に伴う協力金の経緯

	期間	要請内容	支給額
第1期	1月14日～2月7日	緊急事態措置分	6万円/店舗×25日間
第2期	2月8日～28日	緊急事態措置分	6万円/店舗×21日間
	3月1日～7日	県による要請分	4万円/店舗×7日間
第3期 (今回)	4月1日～21日	県による要請分	4万円/店舗×21日間
	4月22日～24日	まん延防止等重点措置分	4～20万円/店舗×3日間
第4期	4月25日～5月31日	緊急事態措置分	4～20万円/店舗×37日間

※ 基本的に第3期分と第4期分をあわせて一つの申請書で受付しています。